

令和元年度庁外施設定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和元年9月2日（月）から令和元年10月18日（金）まで

2 監査の対象

平成30年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況

3 監査対象施設及び日程表

別添「令和元年度庁外施設定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主な着眼点

庁外施設定期監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効率的・効果的な遂行や危機管理等を踏まえ、主に以下の観点から実施した。

- （1）施設の管理及び運営は適切に行われているか。
- （2）契約の締結及び履行の確認は適切に行われているか。
- （3）現金の出納・保管及び財産・物品の管理は適切に行われているか。
- （4）事務事業は合理的かつ効率的に運営されているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

（1）服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 非常勤職員の年次有給休暇について、任用回数の誤認識により、付与日数を誤っているものがあった。

（保育課：駒場保育園、第三ひもんや保育園、田道保育園）

イ 臨時職員の雇用について、雇用承諾書兼勤務条件明示書に記載されている雇用日数と出勤簿に記載されている勤務予定日数が違っているものがあった。

（保育課：田道保育園、不動保育園、祐天寺保育園）

（2）給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 欠勤した非常勤職員について、報酬減額を誤っているものがあった。

(保育課：田道保育園)

イ 非常勤職員の旅費の算定に当たり、運賃を誤っていたり、定期券等の調整に誤りがあり、支給額に過払いや不足が生じていた。

(子育て支援課：上目黒住区センター児童館、目黒区民センター児童館、
保育課：駒場保育園、第三ひもんや保育園、祐天寺保育園)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

資金前渡受者の現金出納簿については、個別口座と総括口座の両方を設けなければならないが、個別口座を設けていなかった。

(産業経済・消費生活課：消費生活センター)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

危機管理について

各施設においては、危機管理マニュアル等が整備され、様々な事態を想定した訓練も定期的に行われている。この監査期間中には、台風19号の襲来もあったが、休館(園)などの対応が図られ、大きな被害や混乱が生じることはなかった。

また、保育園では、信号待ちしていた園児たちが巻き込まれた他県の交通事故等を踏まえ、改めて園外保育の場所、そこに至るコース、信号待ちスペースの見直しや、危険箇所の再点検が実施されていた。不審者対応の徹底も図られている。

現状では、それぞれの施設において、危険回避の取組が積極的になされていることが認められた。しかし、最近では、複合的な事象等により、備えられたマニュアルの想定を超えるような災害や事故がいくつかの地域で発生している。今後とも、施設を取り巻くそうした状況の変化を見据えながら、更なる安全確保のため適切に取り組まれない。

(産業経済・消費生活課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

(2) 個別事項

ア 会計年度任用職員に係る事務の情報処理システム化について

庁外施設監査においては、非常勤職員の旅費計算や年次有給休暇の付与などに関する同様の事務ミスが例年指摘されている。原因は、定期券等の調整の誤りや、任用回数の誤認識などによるものである。こういった問題を解決するためにも、以前から非常勤職員に係る事務の情報処理システム化が期待されてきた。

そうした中で、現行の非常勤職員は、来年度からおおむね会計年度任用職員に切り替わる方向となり、新制度導入に伴い、現在新人事給与システムの構築や庶務事務システムの改修が進められている。

所管課では、過去の監査指摘事項にも配慮した情報処理システムの開発等を進めているものと考えているが、なお念のため、従来の人的ミスを回避できる、一層適切なものとなるように要望しておきたい。

(人事課)

イ 事務事業の改善について

今回の保育園の監査においても、事務の誤りが見られた点を含めて、各園の状況の聞き取りを行った。変わらぬ人材確保の困難さから、人探しに要する時間や、保育体制確保のため職員をやりくりする場面が増加しているなどの多忙な職場で、新たな課題への対応や様々な事務処理が行われている様子が見られた。

このような状態を変えることに関しては、来年度からの会計年度任用職員制度の発足が寄与するものと考えられる。職員採用の点では、期末手当の支給、各種休暇の充実など勤務条件の向上があり、事務の面では、情報処理システムの構築・改修が進むからである。

一方、日々の忙しさは同様であっても、中には、更なる働き方改革の促進に鑑み、年休の計画的かつ意識的な取得を徹底し、成果をあげている保育園もあった。そうした事例の存在から、保育園ごとの事情の違いはあるものの、他園で奏功している方法を参考にして、現状を変える余地もまだ残っているのではないかとと思われる。

現在保育園では、私立園等を含めた園長会を地区別にも開催している。そのような機会などを生かしながら、情報交換を積極的に行い、公私を問わず、各園のすぐれた手法や実践を取り入れ、保育の充実や運営方法の改善等につなげてゆくことを改めて望みたい。

(保育課：各保育園)

ウ 保護者への情報提供等について

保育園において、災害時や緊急時における保護者への連絡手段は、現在各世帯への電話連絡と災害伝言ダイヤルの活用となっている。近時の携帯電話など情報通信機器の普及を見ると、伝達方法の多様化が望まれる。

また、先日の台風19号の際には、開園が前提となっているため、保育園からの連絡が特になく、鉄道の計画運休に起因する出勤職員数の減少に不安を抱き、利用をためらう保護者もあったという。日頃より保護者とのコミュニケーションは比較的しっかりとられている施設と考えているが、災害時や緊急時は、その状況や保護者の反応等を十分に考慮した対処が求められる。事前も含め、具体的に適切な情報提供などに一層努められたい。

(保育課：各保育園)

エ 細菌性赤痢集団発生事例の検証等について

昨年10月に起きた区内保育園における細菌性赤痢集団発生に関しては、各保育園でも内容を承知しており、それを踏まえ、トイレ清掃の回数増、手洗いの徹

底、手拭き用ペーパータオルの導入等の取組がなされていた。

そうした衛生面での対応が進められているのに引き換え、運営面での課題の整理はこれからという状況が見受けられた。今回の事例では、全保護者への連絡と要配慮個人情報の取扱いの問題や、登園自粛・休園に至る経過と判断などにも、くむべき教訓があり、各保育園で共有が望まれる情報と考えられる。

所管課で検証した運営面での結果について、再度保育園に周知し、関係者の理解を図られたい。

(保育課：各保育園)

3 まとめ

今回の庁外施設定期監査の結果から、財務や施設の管理事務等の執行においては、大きな問題は見られず、おおむね適切に行われていることが確認できた。

複数の施設で見受けられた事務処理の誤りなどに関しては、今回指摘を受けた所属だけでなく、各施設所管課において、それらが発生する原因をよく考慮し、職員の異動時や昇任時等の機会をとらえ、注意を喚起することが求められる。特に、専門職のみで構成される庁外施設を所管する所属長は、施設とも連携し、より丁寧に指導や点検を行い、適正な事務処理と施設の管理が図られるように努められたい。

区政の最前線を担う庁外施設は、現場ならではの多くの対応すべき課題を抱えている。そのため、自らの施設の運営に精魂を傾けるあまり、知らず知らずのうちに視野を狭めてしまっていることが時として生じる。この監査期間においては、子ども総合計画素案や、「目黒区民センター見直しに係る基本的な考え方」の策定に向けた検討素材等に対する職員参加が求められていた。そうした全区的課題などにも、いま少し意を向けるように、合わせて留意願いたい。

以 上